3401.30 1. せっけんを含有しない有機界面活性剤の調製品

本品は、しばしば「液体石鹸」と呼ばれ、液状又はクリーム状のもので、肌の洗浄用として小売用になっているもの。

検討された物品

"CHRONOS"

91111 911 9 2	
ラウリルエーテル硫酸ナトリウム	18.4 %
ラウリルエーテルスルホコハク酸ナトリウム	4.6 %
ココアミドプロピルベタイン	5 %
アンモニウム及び塩化ジメチルジアリルアクリルアミド	3.5 %
エトキシポリエチレングリコールステアレート	2 %
水素添加し、エトキシ化したひまし油	0.5 %
グリセリン	3 %
シリコーン	3 %
プロピレングリコール	3 %
イミダゾリジニル尿素	0.2 %
メチルパラベン	0.1 %
プロピルパラベン	0.05%
海草エキス	3 %
マリーゴールドエキス	2 %
セージエキス	2 %
香料	0.33%
脱イオン水	qsp100
"LUX SKINCARE"	
ラウリルエーテル硫酸ナトリウム	16 %
ココアミドプロピルベタイン	2 %
エチレングリコールモノステアレート	3 %
シリコン	2.5 %
グァーガム	0.1 %
ブチルヒドロキシトルエン (BHT)	0.05 %
ホルムアルデヒド	0.037%
クエン酸	0.05 %
香料	1 %
カルボキシビニル重合体	0.2 %
塩化ナトリウム	1 %
水	qsp100

3401.30 2. 白色のクリーム

本品は、150ml のプラスチック瓶入りで、小売用に包装されたものである。皮膚を洗浄及び保湿するための有機界面活性剤を含有する。本品は皮膚に塗布され、その後、水で洗い落とされる。本品に含まれる界面活性剤は、ココアンホジ酢酸二ナトリウム及びステアリン酸 PEG-100 である。

通則1及び6を適用

3401.30 3. 褐色透明のジェル

本品は、くるみの殻を細かく砕いた褐色粒子を含んでおり、250ml のプラスチック瓶入りで、 小売用に包装されたものである。皮膚を洗浄及び角質除去するための有機界面活性剤を含有する。 本品は皮膚に塗布され、その後、水で洗い落とされる。

本品に含まれる界面活性剤は、オレフィン (C14-16) スルホン酸ナトリウム、ラウレス硫酸アンモニウム、コカミドプロピルベタイン、オレオイルメチルタウリンナトリウム及び PEG/PPG-18/18 ジメチコンである。

通則1及び6を適用

3402.31 1. ドデシルベンゼンスルホン酸

本品は、界面活性特性を有するため、中和後又は直接に電気めっき、酸洗い、さび落とし、グリース落とし、浮遊選鉱、乳化重合等に使用される。

通則1及び6を適用

3402.42 1. ポリオール

本品は、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。

通則1及び6を適用

検討された物品:

"pluronic" polyols

3402.42 2. ポリオール

本品は、エチレンジアミンにプロピレン及びエチレンオキサイドを連続付加して得られるもので、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。

通則1及び6を適用

検討された物品:

"Tetronic" polyols

3402.50 1. 次亜塩素酸ナトリウムから成る液体状の調製品

本品は、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ナトリウム、水酸化ナトリウム、アミンオキシド、ラウリン酸ナトリウム、香料、二酸化けい素、染料及び水から成り、小売容器に包装され、洗面所、流し等の洗剤及び消毒剤として使用される。

通則1及び6を適用

検討された物品

Domestos

次亜塩素酸ナトリウム	4.8270 %
塩化ナトリウム	3.7900 %
水酸化ナトリウム	0.9000 %
アミンオキシド	0.70000%
ラウリン酸ナトリウム	0.3740 %
香料 (LB0146)	0.0600 %
二酸化けい素	0.0300 %
Solar Yellow BG300	0.0005 %
水	89.3185 %

3402.90 1. 調製界面活性剤

本品は、アルキルトリメチル塩化アンモニウムをイソプロピルアルコールに溶解したものである。特に、フォームラバー製造の際に gel sensitisers として使用される。

検討された物品: "Arquad" 12.50% (登録商標名)

ドデシルトリメチル塩化アンモニウム	45 %
テトラデシルトリメチル塩化アンモニウム	4.5%
オクタデセニルトリメチル塩化アンモニウム	0.5%
イソプロピルアルコール	34 %
塩化ナトリウム	1 %
水	15 %

3404.90 1. 水素添加し組織調整したホホバ (Simmondsia chinensis) 種油

本品は、固形のろう状ビーズ(直径が約 0.15 から 1mmのもの)で、スキンケア用品及び化粧品のスクラブ用粒子に使用される。

通則1及び6を適用

3404.90 2. 完全に水素添加した食用パーム油から製造されたモノグリセリド

原材料をエステル化した後、濃縮モノグリセリドが得られる蒸留工程を経て、以下の仕様となるように物品を濃縮する。

モノグリセリド 90%以上

よう素価 2%以下

遊離グリセリン 1%以下

酸価 3%以下

融点 約63度(摂氏)

トランス脂肪酸 1%未満

本品は、関税率表解説第34.04項に記載されている人造ろうの特性に関する基準を満たす。

本品は、25 キログラムの袋入りにしたものである。一般にベーカリーやマーガリン、コーヒーホワイトナー、パスタ及びばれいしょ製品、キャンディー及びトフィー、ホイッピングジェル及びピーナッツバターの製造に使用される。

通則1及び6を適用

